

# 第1号様式（日本産業規格A列4番）

## 移動等円滑化取組計画書

令和5年 6月 30日

住所 三重県四日市市新正1丁目12番1号

事業者名 名鉄四日市タクシー株式会社

代表者名 (役職名及び氏名)

代表取締役社長 吉川 篤史

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

### I 現状の課題及び中期的な対応方針

#### 1 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

普通タクシー車両をUDタクシーに置き換えていく計画を進めていますが、半導体不足及びコロナ禍の生産縮小の影響で、発注しても納車までに時間がかかる状態はまだ続くと考えられます。状況を見ながらできるだけ早期のUDタクシーへの置き換えを行います。

#### 2 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ① 前年に引き続き、新入乗務員を中心にUDドライバーの育成を進めます。
- ② 車椅子を使用しての実車研修を行い、全従業員が速やかに車椅子に対応できるようにしていきます。

### II 移動等円滑化に関する措置

#### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
UDタクシー TOYOTA Japan	普通タクシーをTOYOTA Japan taxiに置き換えていく。

taxi	
------	--

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の配置	全ての乗務員にUD研修を受講させる。 実際に車椅子を使用しての研修を実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両指定機能	UDタクシーの保有率が50%以上になった時に、UDタクシーの指定ができる体制を構築する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
弊社HPにて情報提供	UDタクシーの保有台数が配置台数の半分程度になった時点にHP等で広報活動を行う。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員への研修	全従業員への定期的な車椅子を利用した研修を行う。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

弊社HPにて情報提供	UDタクシーの保有台数が配置台数の半分程度になった時点にHP等で広報活動を行う。
------------	--

### III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

利用者の要望、意見に対し労使協議会で共有し、スピード感をもって対応していく。

### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
UDタクシーの導入	昨年は導入計画を下方修正したがコロナ禍前の水準に戻す計画	新型コロナウィルス感染症の影響が薄らいだ為。

### V 計画書の公表方法

四日市事業部、北部事業部にて掲出  
弊社、ホームページに掲載。

### VI その他計画に関連する事項

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。